

## 平成30年第2回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成30年3月5日(平成30年2月20日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成30年3月9日(金) 午後2時00分  
散会 午後2時29分

### 4. 応招議員

| 議席   | 氏 名    | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 大和 磨美  | 2 番  | 瀧田 均  | 3 番  | 平野 一成 | 4 番  | 和田 文雄 |
| 5 番  | 宮田 博   | 6 番  | 漆谷 光夫 | 7 番  | 大屋 光宏 | 8 番  | 中村 昌史 |
| 9 番  | 日野原 利郎 | 10 番 | 清水 優文 | 11 番 | 辰田 直久 | 12 番 | 亀山 和巳 |
| 13 番 | 石橋 純二  | 14 番 | 三上 徹  | 15 番 | 山中 康樹 |      |       |

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

| 議席   | 氏 名    | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 大和 磨美  | 2 番  | 瀧田 均  | 3 番  | 平野 一成 | 4 番  | 和田 文雄 |
| 5 番  | 宮田 博   | 6 番  | 漆谷 光夫 | 7 番  | 大屋 光宏 | 8 番  | 中村 昌史 |
| 9 番  | 日野原 利郎 | 10 番 | 清水 優文 | 11 番 | 辰田 直久 | 12 番 | 亀山 和巳 |
| 13 番 | 石橋 純二  | 14 番 | 三上 徹  | 15 番 | 山中 康樹 |      |       |

7. 欠席議員 0名

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
|    |     |    |     |    |     |    |     |

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| 職 名    | 氏 名   | 職 名    | 氏 名   | 職 名    | 氏 名   |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 町 長    | 石橋 良治 | 副 町 長  | 日高 輝和 | 総務課長   | 服部 導士 |
| 管財課長   | 朝田 誠司 | 定住促進課長 | 三上 直樹 | 企画財政課長 | 柳川 修司 |
| 町民課長   | 種 由美  | 税務課長   | 上田 洋文 | 福祉課長   | 沖 幹雄  |
| 農林振興課長 | 植田 弘和 | 商工観光課長 | 種 文昭  | 建設課長   | 土崎 由文 |
| 水道課長   | 川中 栄二 | 保健課長   | 洲濱 浩敏 | 会計課長   | 渡邊 庸子 |
| 羽須美支所長 | 服部 勲  | 瑞穂支所長  | 川信 学  |        |       |
| 教 育 長  | 土居 達也 | 学校教育課長 | 日高 始  | 生涯学習課長 | 大橋 覚  |
|        |       |        |       |        |       |

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

| 議席  | 氏 名   | 議席  | 氏 名  |
|-----|-------|-----|------|
| 4 番 | 和田 文雄 | 5 番 | 宮田 博 |

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

## 平成30年第2回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成30年3月9日(金)午後2時00分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第15号 邑南町情報通信施設条例の一部改正の撤回について

日程第3 議案の質疑

議案第8号 指定管理者の指定について(自治会館等)

議案第9号 指定管理者の指定について(香木の森公園)

議案第10号 指定管理者の指定について(阿須那公民館戸河内分館)

議案第11号 指定管理者の指定について(出羽公民館出羽分館)

議案第12号 指定管理者の指定について(高原公民館高原分館)

議案第13号 指定管理者の指定について(市木公民館市木分館)

議案第14号 指定管理者の指定について(雪田伝承の館)

議案第16号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第17号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

議案第18号 邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第19号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について

議案第20号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について

議案第21号 邑南町教職員住宅管理条例の一部改正について

議案第22号 邑南町公民館条例の一部改正について

議案第23号 邑南町文化財保護条例の一部改正について

議案第24号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の廃止について

- 議案第 25 号 邑南町三江線代替交通確保事業推進基金条例の制定について
- 議案第 26 号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第 27 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 28 号 権利の放棄について（テレビ基本チャンネルサービスほか）
- 議案第 29 号 権利の放棄について（水道使用料）
- 議案第 30 号 町道路線の廃止について
- 議案第 31 号 町道路線の認定について
- 議案第 32 号 平成 29 年度邑南町一般会計補正予算第 10 号について
- 議案第 33 号 平成 29 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 34 号 平成 29 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 35 号 平成 29 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 36 号 平成 29 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 37 号 平成 29 年度邑南町水道事業会計補正予算第 3 号について
- 議案第 38 号 平成 30 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 39 号 平成 30 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 30 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 41 号 平成 30 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 42 号 平成 30 年度邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 43 号 平成 30 年度邑南町電気通信事業特別会計予算について
- 議案第 44 号 平成 30 年度邑南町水道事業会計予算について

## 平成30年第2回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

【平成30年3月9日(金)】

—— 午後 2時00分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) ええ、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。4番、和田議員、5番、宮田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の撤回

- 議長(山中康樹) 日程第2、議案第13号、15号、邑南町情報通信、邑南町情報通信施設条例の一部改正の撤回について、を議題といたします。第1日目の日程第9において、上程、説明が行われました議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてを撤回したいとの申し出がありました。提出者からの説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長 ええ、お手元に、あのお、事件の撤回請求書をお配りしていると思いますのでそれをご覧ください。ええ、3月5日に提出した事件は、次の理由により撤回したいので会議規則第19条の規定により請求します。件名でございますが、議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についての撤回でございます。理由でございますが、邑南町情報通信施設条例の一部を改正する条例の附則の内容に不備があったので撤回をお願いいたします。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。詳細につきましては、総務課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正につきましては、撤回させていただきますようお願いをいたします。理由といたしましては、邑南町情報通信施設条例の一部を改正する条例の附則第2項におきまして、経過措置を定めておりますが、この内容につきまして、改正後のインターネット接続サービス月額利用料については、平成30年6月利用分から適用するとだけ記載しておりまして、適用前の経過措置が記載されておりましたので当議案の撤回をお願いするものでございます。大変ご迷惑をお掛けいたしました。以上、よろしくお願いいたします。

- 議長(山中康樹)** 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。お諮りをいたします。  
ただ今、説明のありました、議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正の撤回について、これを許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正の撤回につきましては、許可することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案の質疑

- 議長(山中康樹)** 日程第3、議案の質疑。これより、議案第8号から議案第14号、議案第16号から議案第44号までの質疑を行います。はじめに、議案第8号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第8号の質疑を終わります。続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第9号の質疑を終わります。続きまして、議案第10号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第10号の質疑を終わります。続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第11号の質疑を終わります。続きまして、議案第12号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第12号の質疑を終わります。続きまして、議案第13号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第13号の質疑を終わります。続きまして、議案第14号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第14号の質疑を終わります。続きまして、議案第16号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第16号の質疑を終わります。続きまして、議案第17号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 12番、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、この条例改正は4月1日からの制度改正によるものと思いますが、ええと、この邑南町の運営協議会、これは名前が変わるだけのものか、それともその協議する内容、権限において変わってくるのかというところを教えてください。

○**種町民課長(種由美)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 種町民課長。

○**種町民課長(種由美)** はい、ええと、名称の変更ということで考えております。権限の方は、あのお、国保運営協議会、今までどおり国保税の決定を町で行いますので、話し合う内容は変わらないと理解しております。

●**議長(山中康樹)** ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第17号の質疑を終わります。続きまして、議案第18号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第18号の質疑を終わります。続きまして、議案第19号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第19号の質疑を終わります。続きまして、議案第20号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第20号の質疑を終わります。続きまして、議案第21号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●**宮田議員(宮田博)** 5番。

●**議長(山中康樹)** 5番、宮田議員。

●**宮田議員(宮田博)** ええと、この、あのお、地番の変更ということでございますが、本来こういう事象があってはならないというのが、ええ、原則だと思います。で、まあ、おそらく合筆、あるいは土地の取得等々で発生した事案とは思いますが、ええ、本町が有する財産の適正な管理という意味合いの上でも、一度突合をされる必要があるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○**副町長(日高輝和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高副町長。

○**副町長(日高輝和)** はい、ええ、あのお、今後どのように確認していくかということだと思いますけれども、あのお、まあ、この度は外部的な要因で、ええ、地番の錯誤ということが出て参りまして、関連するものにつきましては、ほかのものは無いかということで確

認をしまして、この度出てきたものがございますので修正を提案させていただいたところ  
でございます。まだ、あのお、全ての施設、地番等について確認をしているものではござ  
いませんで、今後公共施設の管理等の関係もございませんで、そういう中で適宜見直し  
をかけていきたいというふうに思っております。

●議長(山中康樹) ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) はい。無いようですので、議案第22号の質疑を終わります。続きまし  
て、議案第、ええ、失礼をいたしました。訂正をいたします。無いようですので、議案第  
21号の質疑を終わります。続きまして、議案第22号に対する質疑に入ります。質疑は  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第22号の質疑を終わります。続きまして、議  
案第23号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第23号の質疑を終わります。続きまして、議  
案第24号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第24号の質疑を終わります。続きまして、議  
案第25号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第25号の質疑を終わります。続きまして、議  
案第26号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第26号の質疑を終わります。続きまして、議  
案第27号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第27号の質疑を終わります。続きまして、議  
案第28号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第28号の質疑を終わります。続きまして、議  
案第29号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第29号の質疑を終わります。続きまして、議  
案第30号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第30号の質疑を終わります。続きまして、議案第31号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第31号の質疑を終わります。次に、議案第32号から議案第44号までの質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。それでは、議案第32号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第32号の質疑を終わります。続きまして、議案第33号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして、議案第34号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第34号の質疑を終わります。続きまして、議案第35号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして、議案第36号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第36号の質疑を終わります。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 12番、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええと、予算書の7ページですが、債務負担行為の防災無線更新事業費の債務負担行為について、限度額が事業に必要とする額とあります。それで、防災無線の更新の事業については、まだ方式が決まっていない。それで今年、ええ、プロポーザルでその方式等も選定することなんです、この債務負担行為で事業に必要とする額を議会がここで認めた場合は、たとえばインフラ整備するのに最高額で、デジタルの一番良い、ええ、無線方式を使うと7億、8億もの費用がかかると思います。それとまた、民間のインフラを使う場合はイニシャルコストがかからん、ランニングコストだけで



済むかしらん。そういった予定としては幅広い状況の中で、私たちはここで必要とする額をどういうふうに理解してここで、あのお、採決したら良いのか。そのおよその今の見積について、あのお、お聞かせください。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) はい、ええ、30年度予算の債務負担行為についてでございますけれども、あのお、申されましたように、あのお、来年にですね、プロポーザルを予定しておりまして、これはあくまでも入札行為になりますので、そうした場合、当該、該当する年度の、まあ、予算的なところをですね、示しておく必要があります。ただ、方式によって、その事業費が全く違っておりまして、その額を算定今できないという状況にございまして、ええ、よって予定ではこの債務負担行為をもとにプロポーザルを行いまして、ええ、事業費が確定いたしますので、それをもって新たに債務負担行為の補正を行いまして、そこに金額が入ってきます。ほいで、その方式にもよりますけれども、方式とまあ、事業費にもよりますけれども、その期間が書いてございますように31年度から32年度としておると思いますが、あのお、これは事業費の大きさ、あるいは設備の大きさによってですね、単年度でできる場合と財政計画上2年度にまたがらないとちょっと無理であろうというケースもありますのでそうしております。内容によりましては、単年度でできるようでございましたらば、次の補正の時にですね、その期間も補正、金額も補正をする予定としております。また、確かに債務負担行為の中ではこの必要とする額となれば、あのお、非常に対応、対応する年度の予算額を確定することできないじゃないだろうかということが、たぶん懸念されていると思いますけれども、当然そのとおりでございまして、あくまでも金額を設定した段階で、初めて、あのお、議会の方をお願いする債務負担額が出てくると思っていますので、それまでこの方式をお願いをしたいとおもっております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) はい、議会が債務負担行為を認めるということは、当然単年度ではできない事業を計画して、複数年度にまたがるものについて安定して事業ができるようにという目的から、こういう制度が定められておると思っています。しかし、こういって必要とする額ということで議会が認めた場合、その場合は方式もまだ決らんのに最高額、一番よけい掛かる方式ですよ、それを選定された場合でも議会はもうそのことについて何も言えないようになる。たとえば、これからのロードマップで言いますと、今からプロポーザルをして方式を決められる。それから、実際に事業の発注、工事の契約をされる訳ですが、工事の発注をする段階での債務負担行為ということで良いんじゃないかと。今もそのプロポーザルの仕様書を検討されるということでした。されているということでした。プロポ

一ザルに掛かる費用というのは、それほど高額なものではないと思いますので、あのぉ、この債務負担行為は事業実施する直前でも良いのではないかと思います。それと、回数に限られとるんで伺っておきますが、ええ、この度の債務負担行為を認めた場合、金額がいかなる場合になろうとも議会はそれに文句は言わないということと理解して良いんでしょうか。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) ええ、先ほど申しましたように、あのぉ、議会、あのぉ、この債務負担行為の中に金額設定をしていませんので、そのしぼりが無い状態になっております。これにつきましては、予算の、いくら確保すれば良いんだということが明確ではありませんので、これは毎年度の、該当する年度の予算措置の時にまた議会の審議にかけする必要があります。ただ、あのぉ、今回お願いしておりますのは、プロポーザルという入札行為をするための前提条件でございますので、一応はそのことをお願いをしてですね、きちんとした入札行為を行って、その決定した後にですね、業者、方式、あるいは、あのぉ、金額等が設定をされますので、できますのでそれに基づいて債務負担行為の補正を行いまして、来年度中にですね、債務負担行為の補正を行いまして、そして来年度当初予算をまたお願いして行くという形になろうと思っております。ええ、どっちが早いと言いますとやはり債務負担行為の補正が早いと思っております。はい。

●亀山議員(亀山和巳) すいません。

●議長(山中康樹) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええと、今答弁いただきましたのは、事業費については今後まだ補正をす、この債務負担行為については補正をしていくので決まったものではないという確認と、ええと、それともう一つ確認しとかなと。それと債務負担行為そのものが、先ほど言われた年度年度で、あのぉ、その事業費の予算を決めていくということだったんですが、もともとこの債務負担行為を当初やとくいうことは、年度の途中でその予算を決める時に議会が反対して途中でとん挫しちゃいけないということが前提にある思うんですよ。ですから、これを認めた以上は、32年度まではその事業に対して出される予算について、議会はそれを認めなければならないというふうに理解するんですが。事業費について再度、あのぉ、確定したものではないということを確認していただけますか。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) はい、ご質問でおっしゃるとおりでして、何もまだ決まった状態はありませんで、あのぉ、前にも別のこういう席でお話をしておりますように事業費的には、どう言いますか、本当におっしゃったように最初から申し上げて8億以上の高いものから数億の少ないものまで、まあ、たくさん種類がございまして、その設定はなかな

か今できに難い状態でございますので、これはまた改めて設定をさせていただくということをお願いをしたいと思っております。

●議長(山中康樹) ほかにありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 7番。

●議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ページが116、117の商工費の商工業振興費、農林商工等連携サポートセンター事業費についてお願いをします。ええと、昨日も聞いた訳なんですけど、大きな勘違いがあったのかなあと思うんですけど、あのお、もともと商工観光課に農林商工等連携サポートセンターっていう、まあ、組織があつて窓口があつたので、組織があると思っていたんですが、お金にしても下のしごとづくりセンター事業費と同じようにその組織に対してサポートセンター事業費っていうのが交付されるっていう認識があつたんですが、現時点でこの農林商工等連携サポートセンターっていうのは、この組織そのものはあるものかどうかを教えてください。

○植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

○植田農林振興課長(植田弘和) ええ、農林商工等連携サポートセンター事業に関しまして、現在もサポートセンターという組織が存在すのかとのご質問でございますけれども、ええ、ご指摘のように農林商工等連携サポートセンターは、平成23年度に農林商工等連携ビジョンの策定にあわせて設置されたものでございまして、ビジョンが終了いたしました平成27年度をもって解散をしております。当時から行って参りました事業で現在も継続しておりますものをまとめて、農林商工等連携サポート事業としておりますが、細目の名称としてセンターの文字が残っております。今後、こういった部分については整理をかけていきたいというふうに考えております。

●議長(山中康樹) ほかにありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議

案第４２号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（山中康樹） 無いようですので、議案第４２号の質疑を終わります。続きまして、議案第４３号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（山中康樹） 無いようですので、議案第４３号の質疑を終わります。続きまして、議案第４４号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（山中康樹） 無いようですので、議案第４４号の質疑を終わります。以上で、議案第８号から議案第１４号、議案第１６号から議案第４４号までの質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 散会宣告

- 議長（山中康樹） 以上で、本日の日程は、すべて議了いたしました。本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でした。

—— 午後 ２時２９分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員